

平成 24 年度地域環境保全対策費補助金  
(海岸漂着物地域対策推進事業)  
質疑応答集

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室  
平成 25 年 3 月

## <基金全般>

### 問1 国の補助事業の補助裏として充当できないという場合の補助裏の定義について

「補助裏」とは、補助金適化法施行令第3条第2項でいう「補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分」のことを一般的に補助裏ないし裏負担と称している。

なお、海岸漂着物等に係る補助制度としては、「災害等廃棄物処理事業費補助金」等が考えられるが、その補助裏を本基金で充当することはできない。

### 問2 基金の運用方法について

基金の運用方法は、実施要領第5の2に規定しているとおり、①国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得、②金融機関への預金、③信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る）、のいずれかの運用方法となる。

ただし、いわゆる繰替運用については、経理区分が明確となる場合は行うことが可能である。

### 問3 事業計画変更手続きの位置づけについて

- (1) まず、事業計画変更手続きについては、環境省との「協議」ではないことを承知されたい。
- (2) 実施要領第5の6②において、事業計画の変更に係る手続きの規定を設けているが、本号においては、「・・・水・大気環境局長に提出し、その確認を受ける」と規定している。環境省においては、都道府県等から提出された事業計画変更書について、適化法、適化法施行令、交付要綱及び実施要領（以下、「実施要領等」という）に定める事項に反していないかどうかを確認するに留まるものであり、都道府県等と環境省の協議ではない。そのため、環境省から、事業計画変更について承認又は不承認の旨は通知されない。ただし、実施要領等に定める事項に反していると判断される事業計画の変更である場合には、個別具体的に内容の確認等を行い、実施要領第5の10の各項の規定に基づき、当該変更の是正等を求めることとなる。
- (3) なお、実施要領第5の8における基金事業の中止又は廃止については、「・・・水・大気環境局長に提出し、その承認を受けなければならない」と規定しており、基金事業の中止又は廃止に係る申請については、その理由等を審査の上、承認又は不承認の旨を書面で通知することとなる。

問4 変更手続きのタイミングについて

実施要領第5の6③において、「あらかじめ海岸漂着物地域対策推進事業変更計画書を作成し・・・」と規定している。ここで言う「あらかじめ」とは、変更後の基金事業の着手前を指す。環境省において、事業計画変更書の確認事務があることから、事業変更計画書の提出にあたっては、時間的な余裕をもって提出をお願いしたい。

問5 基金事業を翌年度に繰越する場合の変更手続きについて

基金事業について、各自治体の財務規則等に基づき、翌年度に繰越して執行する場合、事業変更計画書の提出は不要である。基金事業の繰越に係る報告については、事業計画書（各年度）及び状況報告書に、当該事業が繰越した旨を記載されたい。

問6 「中止」と「廃止」の違いについて

「廃止」とは、基金事業について、事業そのものの執行を取りやめること。「中止」とは、基金事業について、計画の見直し等により、一旦執行を取りやめること（中止は、事業そのものは廃止されず、中止条件を解除することによって、引き続き執行されることがあり得る。）。

問7 中止又は廃止に際しての環境省への提出書類について

ある事業を取りやめて、新たに事業を実施する場合、「中止（廃止）承認申請書」及び「事業変更計画書」の提出が必要である。

問8 他の補助金との重複受給について

本基金の実施要領においては、他の補助金との重複受給について禁止している規定はないが、他の補助金の給付を受けた場合には、当該金額を総事業費から控除して、補助金所要額を算出することとなる。

ただし、当該他の補助金が、その制度上、他の補助金（本問の場合は地域環境保全対策費補助金）との重複受給を禁止している場合については、当該他の補助金の規定により、重複受給することはできない。

## <海岸漂着物地域対策推進事業>

### ○海岸漂着物の回収・処理について

問 9 海岸漂着物処理推進法第 2 条の定義において、海岸漂着物（海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物及び海岸漂着物等（海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみ及びその他の汚物又は不要物）が明確化されているが、実施要領別表第 1 の「海岸漂着物等」は海岸漂着物処理推進法の定義と同じと解してよろしいか。

御指摘のとおり。

問 10 狭い区間に複数の者が海岸管理者等となっている部分が連続して存在する場合など、業務効率を高めるために、当該海岸管理者等の代表若しくは海岸管理者等となっていない者が基金を使って海岸漂着物等を回収・処理することは可能か。

事業主体が都道府県若しくは市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）であれば可能と考える。

問 11 都道府県が海岸管理者になっている海岸について、都道府県から業務委託として、市町村に委託費を支払って海岸漂着物等の回収・処理してもらいたいが、可能か。また、可能な場合において、条件はあるか。なお、その後、市町村が民間事業者に再委託する予定である。

都道府県事業の受託者が市町村となる場合には、私法上の契約であれば適用を受けないと考えられるものの、地方自治法において、自治体間の事務の委任については、協議により規約を定めることが定められているため、実施に当たっては十分留意いただきたい。

なお、市町村への委託について、特に条件等は設けていないが、事業実施の手法（補助・委託）については、事業実施体制や適正価格等の観点も含め、各自治体で総合的に御判断いただきたい。

問 12 市町村が地元のボランティア団体等に委託して実施するごみ拾い（海岸清掃）も本件事業の対象となると考えてよいか。

市町村の事業として実施するのであれば、補助の対象となり得る。

問 13 漂着物の回収・処理事業を行う場合、事業実施要領の別表第3に関する事項（対象経費）としては、業務を担当する臨時職員の賃金又は非常勤職員の報酬が考えられるが、これらのいずれも対象経費であるか。

当該基金事業の業務を実施するために必要な業務補助を行う者に対し、「賃金」としての支出は可能と考える。ただし、「当該基金事業の業務を実施するために必要な業務補助を行う」こととして臨時職員等が雇用可能かは、各自治体で御判断いただきたい。

問 14 賃金のほかに、共済費（保険料）は対象経費に含まれるのか。

要領別表第3「対象経費」に該当があれば支出可能と考える。該当が無い場合、貴県財務規則等ではどのような費目から支出する予定なのか、個別に御相談願いたい。

問 15 以下の事業は、当該補助金の対象となるか。

- (1) 岸壁・物揚場（船舶の係留施設）や防波堤に漂着したごみの回収・処理
- (2) 船だまりの中や湾奥の護岸付近の水面に滞留しているごみの回収・処理
- (3) 泊地、航路等に漂流しているごみの回収・処理

地域計画に定める区域での海岸漂着物等の回収・処理事業は、補助対象となり得る。

なお、「海岸漂着物等」の回収・処理事業が補助対象であるため、記（2）及び（3）は回収・処理事業としては補助対象外である。

問 16 都道府県と市町村で、清掃海岸が重複してもよいか。

同時期、同場所での事業は不適切と考える。ただし、時期をずらす等、事業計画を適切に管理できていれば可能と考える。

問 17 近接する松林に風に飛ばされ、飛散した海岸漂着物等（風で飛ばされるような軽いもの）の回収・処理事業は補助対象として考えてよいか？

海岸後背地の国有林等の清掃の事業であれば、当該補助金の対象とはなり得ない。ただし、前面の海岸における漂着物回収・処理事業の一環として実施するのであれば、支出可能と考える。

その際、後背地林野をどの範囲まで含めるかは、常識の範囲で御判断いただきたい。

問 18 海岸漂着物の回収処理に係る調査設計をコンサルに委託する経費は所要額として計上することができるか。

回収処理に関する調査事業であれば、可能と考える。

問 19 沿岸部自治体での海岸清掃に内陸部自治体から参加するボランティアに対し、沿岸部自治体が都市部自治体集合場所にバスを手配してボランティアの送迎を行う場合、そのバス代は対象となり得るか。

自治体の「事業」として実施する場合には可能と考える。

問 20 自然環境保全活動として、海岸清掃を県からの委託事業（補助率 1/2）として、受託している海岸清掃は、今回の補助事業の対象となるか。

当該補助金は海岸漂着物対策を目的とした事業に充てられるべきであり、事業目的・内容がそれに適っているのであれば、当該補助金の対象となり得る。

問 21 海水浴シーズン前に、海水浴場をきれいにするため、海岸漂着物等の回収・処理を市町観光サイドが地元の観光協会などに委託して実施している。観光協会などでは海岸漂着物等の回収をビーチクリーナーを活用しているが、最後の仕上げ作業として、微細なごみなどを吸い込める高性能のビーチクリーナーも使用することがある。この場合、仕上げ作業についても海岸漂着物等の回収・処理として解してよろしいか。

海岸漂着物の回収・処理事業の一環として実施するのであれば、支出可能と考える。

問 22 市町村で事業を実施するにあたり、海水浴シーズンに訪れた海水浴客が排出するごみの処理に係る費用も、本件事業の対象となるか。

設問の内容であれば、「海岸漂着物等」ではないため、補助の対象とはならない。

問 23 ボランティア清掃活動により集まったごみ（一般廃棄物※）について、最寄りの市町村又は組合のごみ焼却施設で焼却処分する経費については、補助対象となり得るか。  
※最寄りの市町村又は組合のごみ焼却施設で受入れ困難な品目を含む。

ボランティア等民間団体が、地方公共団体の事業の一環ではなく、自主的に回収した海岸漂着物については、基本的に当該補助金の対象にはならない。但し、地方公共団体が、民間団体等が自主的に回収したものを海岸漂着物等であると明らかにし、それを処理する事業を創設し、その処理を許可事業者に委託等する場合、当該補助金の対象となり得る。

問 24 県管理海岸の場合は県から市へ委託、市管理海岸の場合は県から市へ補助、市は、回収・運搬・処分の一連の作業を民間業者へ委託、漂着物のうち一廃については、市（または一部事務組合）の処理施設で焼却処分する。  
この場合、市（または一部事務組合）の処理施設での処分費を所要額として計上できるか。

市町村が、海岸漂着物等の処理に適正に支出されたことが説明できる（例えば、市町村の負担で処理を外部委託する場合や、市町村が条例等により、その処理費用を適正な単価によって、適正に会計処理ができる場合など）のであれば、回収された海岸漂着物の処理に係る費用として、当該補助金の対象とすることは可能と考える。

問 25 集積後の海岸漂着物等のうち、一般廃棄物に該当するものの処理費用も補助の対象となり得るか？

海岸漂着物等の処理に適正に支出されたことが説明できる（適正な単価、適正な会計処理、他の一般廃棄物との区別等）のであれば、その処理費用は対象となり得る。

#### ○発生抑制対策について

問 26 発生抑制に係る事業は、各市町村で1事業以上実施すべきか。

都道府県レベルの全体計画において1事業以上必要となる。

問 27 発生抑制に係る事業は、単年度完結でもよいか。

全体計画の中で示すものとしているので、単年度完結でも差し支えない。

問 28 発生抑制に係る事業として、調査事業のみを実施することは可能か。

事業計画において、対策までがセットで示される必要がある。

なお、やむを得ない事情により調査のみ実施しなければならない場合には、個別に御相談頂きたい。

問 29 民間団体主催のイベントで、自治体が後援に入っている場合、当該イベントの費用を補助することは可能か。

当該補助金は、自治体の事業のみ補助の対象となる。

「自治体の事業」とは、自治体が主催する事業であることから、上記のイベントは補助の対象とはならない。

なお、「共催」は共同主催であることから、補助の対象となり得る。

問 30 国外と連携し、普及啓発等の発生抑制に係る事業を実施することは可能か。

可能と考える。

問 31 発生抑制に係る事業として、不法投棄防止の立て看板の設置やチラシ配布等は可能か。

客観的に見て、「海岸漂着物の発生抑制」が目的であることが分かれば、可能と考える。

問 32 普及啓発活動として、海岸漂着物の発生抑制に係る立て看板を設置する場合、設置場所は地域計画における重点区域に限られるか。

発生抑制に係る事業については、場所の制限はないため、重点区域外でも設置可能と考える。



問 33 海への不法投棄の防止のため、ゴミは市町村の分別収集に出すように周知するためのポスターやゴミ出し便利帳を全戸配付する事業は、発生抑制対策の事業として補助対象となるか。

「海岸漂着物の発生抑制」という目的が明確であるポスターやチラシの作成であれば、補助対象となり得る。

問 34 河川において、ごみの回収事業を実施することは可能か。

河川におけるごみの回収を目的とする事業は、補助の対象とはならない。

問 35 河川におけるごみの回収を、発生抑制に係る事業として実施することは可能か。発生抑制対策として実施する河川におけるヨシ、アシ等の刈り取りをボランティアとの連携や環境学習等の事業として実施する場合等はどうか。

河川でのごみの回収のみをもって海岸漂着物等の発生抑制と説明することは適切ではないと考える。

発生抑制策として広く認知されている、海岸漂着物等に係る「普及啓発活動」や「環境教育」の一環として、河川清掃を実施することは可能と考える。

問 36 海域における漂流・海底ごみの回収を、発生抑制に係る事業として実施することは可能か。

漂流・海底ごみの回収のみをもって海岸漂着物等の発生抑制と説明することは適切ではないと考える。

発生抑制策として広く認知されている、海岸漂着物等に係る「普及啓発活動」や「環境教育」の一環として、漂流・海底ごみ撤去を実施することは可能と考える。

問 37 以下のものは当該補助金の対象ではないと解してよろしいか。

- ① 海域を漂流する流木やごみ等の漂流物
- ② 海底に堆積又は散乱するごみ等の海底の堆積物
- ③ 海岸に隣接する駐車場及び道路路側帯の散乱ごみ
- ④ 海岸に漂着した流木等のうち、陸上部に運び出されて集積された流木等
- ⑤ 河川区域に遡上した流木等や河川区域の散乱ごみ

御指摘のとおり。

ただし、④の事業については、各自治体が、当該流木等が海岸漂着物等であったことを明らかにし、それを処理する事業を創設し、その処理を許可事業者に委託する場合、当該補助金の対象となり得る。

問 38 湖岸における回収処理事業は、補助対象と成り得るか。

回収・処理事業としては、補助対象にはならない。

問 39 港湾区域及び漁港区域における発生抑制に係る事業も、補助の対象となり得るか。

回収・処理事業であれば地域計画に定める区域での事業が対象となるが、発生抑制に係る事業は、場所の制限はないため、港湾区域及び漁港区域での事業であっても補助の対象となり得る。

## ○事業計画について

問 40 雇用効果の見込みは、どのように検討すべきか。

平成 21 年度地域グリーンニューディール基金事業を実施した団体であれば、その際の実績を基に推計願いたい。平成 21 年度地域グリーンニューディール基金事業を実施していない団体は、状況の似通った自治体から情報提供を受け、その数字を基に推計願いたい。

問 41 実施要領第 8 にある事業効果の把握について、都道府県が把握すべき事項として「②直接的な雇用効果」が挙げられているが、これは、事業実施に当たり新規雇用があればそれを委託先等からの報告を受け、把握するものであり、新規雇用が事業実施の条件になっていないとの認識でよいか。

新規雇用は、事業実施の条件ではない。

問 42 事業効果の把握に関して、確認した効果の根拠となる資料について、単に委託先等からの任意の報告でいいのか。不可であれば、どういったものが必要になるのか示してもらいたい。

根拠資料の指定や提出は予定していないため、実績報告等に記載する数値については、各自治体が責任を持って御確認いただきたい。

問 43 当初の全体計画にはないが、事業実施期間の途中でその必要性が確認された事業については、他の事業費からの流用で措置してもよいか。

可能である。実施要領にそって計画変更に係る申請書を提出することとなる。

問 44 事業計画の公表の方法如何。

各自治体のウェブページ等に、事業の概要を掲載する等が考えられる。

問 45 「公表前提として県民・市民にわかりやすく」ということだが、文体や箇条書きなどの形式について指定はあるか。

記載の形式は特に定めていない。(箇条書きでも可)

## ○その他

問 46 対象事業の1事業毎の事業費の上限はあるか。

1 事業毎の事業費の上限を設ける予定はない。

問 47 備品費の執行には、制限はないのか。また、補助対象となり得る備品の例示をしていただくことは可能か。

環境省として、金額の上限を設ける等の制限は考えていない。

ただし、以下の点を勘案し、適切に執行されたい。

- ① 実施要領第10及び第11（当該事業で得た財産の管理・処分について）
- ② 購入する備品は原則として、当該事業のみに使用

なお、耐用年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）」に定める耐用年数）が、当該事業期間を大幅に超えるような物品を購入した場合、リースではなく購入とした理由等の説明責任を負うことに御留意頂きたい。

また、地域特性等の事情から、事業に必要となる物品は多岐にわたり、例を示すことはできないため、個別にご相談いただきたい。

問 48 負担金とはどのような性質の経費か。

一例として、自治体間で協定等を締結し、当該協定に基づき共同事業を実施する際の双方の負担する事業費等が挙げられる。

問 49 海岸漂着物等の処理について、市町村の自前の一般廃棄物処理施設や運搬等の既存ルートを活用して行い、その処理経費を海岸管理者等が協定等によって負担するスキームを予定している。

この場合、今回の補助金を利用して、（海岸管理者等ではない）都道府県から市町村への補助を行い、市町村が処理に必要な備品を購入できるようにしたいが、可能か。

備品費については、都道府県のみでなく補助事業対象者すべてが支出可能である。事業期間や必要性を十分御検討の上、適切に執行していただきたい。

問 50 基金条例を25年度の9月議会又は12月議会にかける方向で進めている。どちらの場合も、条例制定→国費申請・交付→基金造成の流れとなる。環境省としては、交付申請を複数次に渡って受け付けるとしているが、条例制定時期としてはどちらも可能ということによいか。

9月または12月議会の時期にも、必要があれば交付申請の期間を設ける予定である。ただし、補助金事業（基金事業）の速やかな実施の観点から、なるべく早い段階で基金を造成して頂きたい。

問 51 公益財団法人に対する県・市町の負担金の支出について、当補助金を使用することは可能か。

県及び関係市から「負担金」として支出しており、かつ、当該負担金が「海岸漂着物対策」に使用されることを適切に把握できるのであれば、支出可能と考える。

問 52 協議会の開催にあたり、委員への茶菓代は対象経費として含めてよいか。

支出可能と考える。要領別表第3「対象経費」の「会議費」が、その内容にあたる。

問 53 海岸の巡視等は国庫補助の対象事業か。

巡視は補助対象外である。ただし、巡視等で発見した漂着物を、事業計画に基づき回収処理するのであれば、当該事業は補助対象となる。